

平成 17 年度 久留米市一般会計暫定予算

平成 17 年度久留米市の一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,552,000 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出暫定予算」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（ 1 ） 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 1 7 年 2 月 2 5 日 提出

福岡県久留米市長 江 藤 守 國